



令和元年（2019年）10月10日

各 位

東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
ユニゾホールディングス株式会社
取締役社長 小崎 哲資
(コード番号：3258 東証第一部)
問合わせ先 専務取締役兼専務執行役員 山本 正登
(電話 03-3523-7534)

当社株主からの質問書に対する当社見解の公表に関するお知らせ

当社は、当社株主であるエリオット・インターナショナル・エルピー及びザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップの代理人たるエリオットアドバイザーズ（香港）リミテッドより、今般の当社の株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けへの当社の対応に関する質問事項が記載された書簡（以下「本質問書」といいます。）を、令和元年（2019年）10月9日付で受領しました。

当社は、令和元年（2019年）10月10日開催の取締役会において、当社株主・投資家の皆様に対する公正な情報開示を図る観点より、本質問書における質問及びこれに対する当社見解を公表することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、下記の記載において、本質問書に記載の質問については、本質問書の該当箇所を原文のまま記載し、これに対する当社見解においては、以下の略称を用いております。

略称	内容
本基本方針	当社が令和元年（2019年）9月27日付で策定し公表した、当社株式に対する公開買付け等の方法による当社に対する買収の実施又は提案がなされた場合における当社の基本方針
HIS公開買付け	株式会社エイチ・アイ・エスによる当社株式に対する公開買付け
Fortress公開買付け	サッポロ合同会社による当社株式に対する公開買付け
Fortress	関係法人であるSapporo Holdings I LLCを通じてサッポロ合同会社に出資しているFortress Investment Group LLCとそのグループの総称

記

【本質問書における質問及びこれに対する当社見解】

No.	本質問書における質問	当社見解
1. (1)	貴社は、2019年9月27日付公表の「当社への買収提案に対する対応の基本方針について」において、貴社に対する買収提案が貴社の企業価値の維持・向上に資するものであると判断するためには、「当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを確保できる『仕組み』が採用されている必要がある」とし、同日付公表の「当社への買収	令和元年（2019年）9月27日に公表した「当社への買収提案に対する対応の基本方針について」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社に対して買収提案をするに至った複数のスポンサー候補者から受けた提案及び説明内容を踏まえ、当社がスポンサー候補者による当社の買収を通じて実現したい価値が正しく理解されていない可能性があると認識し、これを受けて

	<p>提案に対する対応の基本方針の概要」においては、その具体例として、買収提案者との間で「合意書」を締結し、①契約当事者に「ユニーク従業員持株管理会社（従業員会社）」が加わること、②買収提案者のリターンと出口の時期・方法を明記し、出口の時期・方法を従業員会社が選択できること、③買収提案者の退出までの間、一定の企業体力を維持出来る「約諾」が備わっていることを挙げています。</p> <p>このような基本方針が、貴社が行った2019年8月6日付公表の株式会社エイチ・アイ・エス（以下「HIS」といいます。）による公開買付けへの反対意見表明及び同月16日付公表のサッポロ合同会社（以下「サッポロ」といいます。）による公開買付けへの賛同意見表明に先立って策定され、投資家に開示されなかったのはなぜでしょうか。買収提案が貴社の企業価値の維持・向上に資するかどうかを判断するための方針を定めることなく、又はその内容を具体的に精査することなく、貴社は、HISによる公開買付けへの反対意見を表明し、そしてサッポロによる公開買付けへの賛同意見を表明されたということでしょうか。</p>	<p>本基本方針を策定し、公表したものです。もっとも、当社は、本基本方針の策定により、当社に対する買収の実施又は提案に対する判断の基準を変更したわけではございません。当社は、本基本方針を策定する前から、株主共同の利益及び当社の企業価値の観点から慎重に検討した上で、当社に対する買収の実施又は提案に対する判断を行い、意見を表明してまいりました。</p> <p>すなわち、当社は、令和元年（2019年）8月6日に公表した「株式会社エイチ・アイ・エスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、HIS公開買付けについて、その内容を具体的に精査した上、HIS公開買付けは、シナジーの創出が期待できないこと、当社の不動産事業の事業価値を毀損するおそれがあること、公開買付価格が不十分であること、公開買付の手法が強圧的なものであること、株式会社エイチ・アイ・エスとの間に信頼関係がないこと等から、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないと判断し、HIS公開買付けに反対の意見を表明するに至りました。</p> <p>また、当社は、令和元年（2019年）8月16日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（賛同）のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、Fortress公開買付けについて、Fortress公開買付けを開始するにあたって Fortressが当社に説明していた内容を精査し、他の複数の候補者の提案とも比較した結果、令和元年（2019年）8月16日時点では、Fortressによる提案が、他の複数の候補者の提案に比して優れており、Fortress公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上に資するものであって、当社の中長期的な成長と企業価値の更なる向上に繋がるものであると判断し、Fortress公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対してFortress公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するに至りました次第であります。</p> <p>このように、当社は、従前から、株主共同の利益及び当社の企業価値の観点から慎重</p>
--	--	---

	<p>に検討した上で、当社に対する買収の実施又は提案に対する判断を行い、意見を表明しております。また、かかる検討・判断の過程において、企業価値の維持・向上という観点から、当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを重視する姿勢も一貫しております。本基本方針は、かかる当社の姿勢を、改めて明確化したものです。なお、上記のとおり、当社は、当社の企業価値にとって、その源泉であり、かつ、重要なステークホルダーである当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることが極めて重要であると考えておりますが、令和元年（2019年）9月27日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）においてお知らせいたしましたとおり、当社がFortress公開買付け後の協議及び交渉の中でFortressから受けた説明によると、Fortressは、当社の非公開化後、当社の一部の事業及び資産を切り離した上で、当社を実質的に解体することを視野に入れている可能性を否定できず、Fortress公開買付けが成立した場合、当社の完全子会社化後、従業員の雇用及び労働条件が維持されない可能性が出てまいりました。そこで、本基本方針の策定にあたって、当社は、買収提案が当社の企業価値の維持・向上に資するものであると判断するためには、当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを確保できる「仕組み」が実際に採用されている必要があると考えるに至りました。</p> <p>また、当社は、Fortress公開買付けについては、株主共同の利益に最大限配慮する観点より、公開買付価格を5,000円に引き上げることを要請し、当社の事業及び資産の売却等による実質上の解体を防止とともに、これらを実現することが担保できる「仕組み」が合意されるよう、当社が必要であると考える合意書の締結をFortressに提案したものの、令和元年（2019年）9月27日までの間において、合意書に関する具体的な回答を何ら受けられず、Fortress公</p>
--	--

		開買付け開始後の協議及び交渉の中で、Fortressから受けた説明も踏まえると、Fortress公開買付けは、本基本方針に沿うものではない可能性があると判断するに至ったことから、令和元年（2019年）9月27日開催の取締役会において、Fortress公開買付けに賛同し、かつ、Fortress公開買付けに応募を推奨するか否かについての意見を留保することを決議しました。
1. (2)	HISによる公開買付けへの意見内容の検討及びその後のマーケットチェックにおいて、各者の買収提案が「当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを確保できる『仕組み』が採用されている」かどうかを、個別に確認・交渉等されていますか。仮に個別に確認・交渉等されているとして、いかなる相手先に対して、具体的にどのように行われたのでしょうか。	令和元年（2019年）8月16日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（賛同）のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、HIS公開買付けの公表を受け、マーケット・チェックを実施し、複数の候補者との間で協議・交渉をいたしましたところ、かかる協議・交渉の中で、株主共同の利益及び当社の企業価値の観点から個別の確認・交渉等を行っております。もっとも、上記1. (1)において回答したとおり、当社が、買収提案が当社の企業価値の維持・向上に資するものであると判断するためには、当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを確保できる「仕組み」が実際に採用されている必要があると考えるに至ったのは、Fortress公開買付け後の経緯によるものです。 なお、各スポンサー候補者との間の個別の交渉の状況及び内容については、公表を差し控えさせていただきます。
1. (3)	貴社の上記基本方針及び貴社の2019年9月27日付「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」で公表された「本合意書」においては、「ユニゾ従業員持株管理会社」に対して、取締役の指名、経営計画、配当施策を含む貴社の経営に関わる重要な事項に関する拒否権を付与し、また、貴社株主のexitについても事実上「ユニゾ従業員持株管理会社」が強い関与を及ぼすことを認めるものとされていますが、そもそも「ユニゾ従業員持株管理会社」に出資する貴社従業員の職位その他の詳細を明らかにするとともに、これらの内容が貴社の企業価値との関係で重要であるとすれば、かかる内容が上場会社である貴社のこれまでの経営において、どのように実現・担保され	当社がFortressに提示した合意書（その内容の詳細については、令和元年（2019年）9月27日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおりです。）は、当社の完全子会社化後においても、当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを確保できる具体的な「仕組み」を確保することを目的とするものです。 上記1. (1)において回答したとおり、当社がFortress公開買付け後の協議及び交渉の中でFortressから受けた説明によると、Fortress公開買付けが成立した場合、当社の完全子会社化後、従業員の雇用及び労働条件が維持されない可能性が出てまいります。

	<p>てきたのかについて具体的にご回答下さい。</p>	<p>した。そこで、当社は、当社の完全子会社化後も当社の企業価値が維持・向上されるためには、上記具体的な「仕組み」を確保することが必要であると考えるに至り、当社の事業及び資産の売却等による実質上の解体を防止するとともに、これらを実現することが担保できる「仕組み」として、当社が必要であると考える合意書の締結をFortressに提案しました。</p> <p>なお、ユニゾ従業員持株管理会社に出資する株主は、299名の従業員のみで、当社及び当社子会社の役員及び執行役員は一切含まれていませんし、将来的にも含まれません。また、ユニゾ従業員持株管理会社の取締役3名は、株主である従業員から選任されております。なお、ユニゾ従業員持株管理会社においては、当社及び当社子会社の役員及び執行役員がユニゾ従業員持株管理会社の取締役に就任することを排除するための定款変更及びユニゾ従業員持株管理会社の株主となることを排除するための株式譲渡制限に係る取締役全員での決定の手続を進めているとのことです。</p>
1. (4)	<p>貴社は、上記基本方針の策定と同付日で、一度は賛同を表明したサッポロによる公開買付けに対する意見を留保に転じていますが、賛同意見を表明した時点で、貴社の上記基本方針や上記「本合意書」で提案された内容との整合性をどのように精査・完了されて、サッポロによる公開買付けに対する正式な意見表明を行うに至られたのかについて具体的にご回答下さい。また、賛同意見を表明した時点で、賛同の意見表明を行う理由として、当該整合性に具体的に言及されなかった理由についてご回答下さい。</p>	<p>上記1. (1)において回答したとおり、当社は、本基本方針を策定する前から、株主共同の利益及び当社の企業価値の観点から慎重に検討した上で、当社に対する買収の実施又は提案に対する判断を行ってまいりました。</p> <p>Fortress公開買付けについては、令和元年（2019年）8月16日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（賛同）のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、Fortress公開買付けを開始するにあたって Fortressが当社に説明していた内容を踏まえ、当初は、Fortress公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上に資するものであって、当社の中長期的な成長と企業価値の更なる向上に繋がるものであると判断し、Fortress公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対してFortress公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明いたしました。しかしながら、同年9月27日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」においてお知らせい</p>

		<p>たしましたとおり、当社がFortress公開買付け後の協議及び交渉の中でFortressから受けた説明によると、Fortressは、当社の非公開化後、当社の一部の事業及び資産を切り離した上で、当社を実質的に解体することを視野に入れている可能性を否定できず、Fortress公開買付けが成立した場合、当社の完全子会社化後、従業員の雇用及び労働条件が維持されない可能性が出てまいりました。そこで、当社は、Fortress公開買付けについては、株主共同の利益に最大限配慮する観点より、公開買付価格を5,000円に引き上げることを要請するとともに、当社の事業及び資産の売却等による実質上の解体を防止するとともに、これらを実現することが担保できる「仕組み」が合意されるよう、当社が必要であると考える合意書の締結をFortressに提案したもの、令和元年（2019年）9月27日までの間において、合意書に関する具体的な回答を何ら受けられず、Fortress公開買付け開始後の協議及び交渉の中で、Fortressから受けた説明も踏まえると、Fortress公開買付けは、本基本方針に沿うものではない可能性があると判断するに至ったことから、令和元年（2019年）9月27日開催の取締役会において、Fortress公開買付けに賛同し、かつ、Fortress公開買付けに応募を推奨するか否かについての意見を留保することを決議しました。</p> <p>かかる経緯から明らかなどおり、当社は一貫して、株主共同の利益及び当社の企業価値の観点から慎重に検討した上で、当社に対する買収の実施又は提案に対する判断を行い、意見を表明してきたものです。</p>
2. (1)	<p>サッポロが提出した同年10月2日付公開買付届出書の訂正届出書には、同年9月5日の時点で、貴社はFortressグループに対して、貴社グループが保有する米国不動産の大部分を売却し、その代金を「ユニゾ従業員等出資の会社」が「その時点で全ての対象者株式を保有している公開買付者の出資持分及び公開買付者に対する匿名組合出資持分を取得する」ために利用することを企図する内容の計画を提示したとの記載があります。</p> <p>当該計画の全容及び詳細（貴社の資産・資</p>	<p>令和元年（2019年）10月3日付け「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」において公表したとおり、サッポロ合同会社が提出した同月2日付け公開買付届出書の訂正届出書の記載内容に対する当社の認識している事実及び意見は、当社が令和元年（2019年）9月27日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」において記載したとおりです。すなわち、Fortressとの間で締結した覚書に規定されたExitの方法について協議したに過</p>

	<p>金を「ユニゾ従業員等出資の会社」に利用する仕組みの手法及びその正当性の根拠を含みます。) をご開示下さい。また、当該計画について、これまで貴社の開示資料において言及されていなかった理由及びその正当性の根拠をご教示下さい。</p>	<p>ぎません。また、サッポロ合同会社が提出した令和元年（2019年）10月2日付け公開買付届出書の訂正届出書においては、当社による米国不動産の売却等に関する「計画」の提示があった旨記載されておりますが、当社は、Fortress公開買付けが当社の企業価値の維持・向上に資するものであるとの当初の判断の理由となったキャピタルリサイクリングの加速化についてFortressと協議したものにすぎません。当該協議においては、米国オフィスの売却のみならず、国内オフィス、国内ホテルの売却も対象となっておりますが、国内外の不動産売却代金につきましては、令和元年（2019年）10月10日付けの「令和元年度（2019年度）連結業績予想の修正に関するお知らせ」においてお知らせいたしますとおり、新規投資が難しい投資環境にあることから、借入金返済による支払利息の削減を計画しております。</p>
2. (2)	<p>「ユニゾ従業員等出資の会社」について、出資する貴社従業員の職位その他の詳細を明らかにするとともに、貴社の従業員以外の出資予定者（「等」の意味する具体的な内容）を具体的にご教示下さい。なお、このような上記計画は著しい利益相反のおそれを見内包しており、経済産業省の2019年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針」等を踏まえれば、貴社の役員が当該会社に直接又は間接に出資したり、実質的に影響力を及ぼしたりすることを排除する仕組みが構築される必要があると考えておりますが、そのような仕組みとして検討している具体的な内容をご回答下さい。</p>	<p>ユニゾ従業員持株管理会社は、買収提案者との間で締結される合意書の当事者に加わることにより、当社の従業員の雇用が確保された上で、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを確保できる「仕組み」を実現する一助となるものです。ユニゾ従業員持株管理会社は、当社の299名の従業員のみを株主とする法人であり、当社及び当社の子会社の役員及び執行役員は一切含まれていません。</p> <p>以上のことと担保するため、上記1.(3)において回答したとおり、ユニゾ従業員持株管理会社においては、当社及び当社子会社の役員及び執行役員がユニゾ従業員持株管理会社の取締役に就任することを排除するための定款変更及びユニゾ従業員持株管理会社の株主となることを排除するための株式譲渡制限に係る取締役全員での決定の手続きを進めているとのことです。</p>
	<p>上記の各質問が示すとおり、私たちはHIS及びサッポロによる公開買付けに対する貴社のこれまでの対応において現れた、開示内容の欠落及び利益相反のおそれについて重大な懸念を抱いております。</p>	<p>当社は、HIS公開買付けに係る開示内容について、外部のリーガル・アドバイザーである、T M I 総合法律事務所及び西村あさひ法律事務所の助言を、Fortress公開買付けに係る開示内容について、外部のリーガル・アドバイザーである、T M I 総合法律事務所、西村あさひ法律事務所及びデービス・パーク・アンド・ウォードウェル外国法事務弁護士事務所の助言を受け、適時・</p>

		<p>適切に開示を実施しているとともに、利益相反のおそれもないと認識しております。なお、HIS公開買付け及びFortress公開買付けに係る当社の意見は、いずれも、当社及び公開買付者から独立性を有する当社の社外取締役5名のみで構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の意見を踏まえて判断いたしたものであります。本特別委員会は、その検討及び協議に際して、当社のリーガル・アドバイザーとは別に、公開買付者及び当社からの独立性が認められる矢吹公敏弁護士（矢吹法律事務所パートナー弁護士）を本特別委員会のリーガル・アドバイザーとして当社とは独自に起用し、諮問事項に対する答申の方法・過程等に関して法的な観点から助言を受けたとのことです。</p>
--	--	--

以上